

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 各法人税更正処分取消請求上告事件
国側当事者・国（京橋税務署長、渋谷税務署長、渋谷税務署長事務承継者麻布税務署長）

平成26年12月4日棄却・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年9月19日判決、本資料262号－189・順号12039）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号、第●●号、第●●号、第●●号、平成24年4月17日判決、本資料262号－80・順号11930）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成26年12月4日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 白木 勇

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 山浦 善樹

裁判官 池上 政幸

当事者目録

上告人	有限会社 A
同代表者代表取締役	甲
上告人	有限会社 B
同代表者代表取締役	甲
上告人	有限会社 C
同代表者代表取締役	甲
上告人	甲
上記 4 名訴訟代理人弁護士	水野 晃
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	牧迫 洋行